

# 定期つみたて投資約款

## 第1条（約款の趣旨）

- この約款は、お客様（以下「お申込者」といいます。）がCHEER証券株式会社（以下、「当社」といいます。）と契約する有価証券等の定期つみたて投資（以下「つみたて投資」といいます。）に関する取決めです。
- お申込者はこの約款を承認し、当社との間でつみたて投資に関する契約（以下「この契約」といいます。）を締結いたします。
- お申込者はこの契約の内容を十分把握し、お申込者の判断と責任においてつみたて投資に係る取引を行うものといたします。
- お申込者と当社との間における各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款」その他当社が定める契約条項その他の法令等によります。

## 第2条（申込みの方法）

お申込者は、つみたて投資のサービス内容を十分に理解のうえ、当社所定の方法により申し込むことで、本サービスを開始することができます。

- 証券総合取引約款を承諾のうえ、証券総合口座を開設済みであること。
- 事前に累積投資取引約款に従った契約を締結していること。
- おまかせ運用をその対象とする場合は、おまかせ運用口座が開設済みであること。

## 第3条（銘柄等の選定）

- お申込者がつみたて投資のサービスにおいて買付できる有価証券等は、当社が提供する国内株式店頭取引サービス、米国株式店頭取引サービスおよび投資信託受益証券の中から当社が選定する銘柄のほか、おまかせ運用といたします（以下、「対象有価証券等」といいます。）。
- お申込者は前項にあたり、事前に当社が電子交付する対象有価証券等に係る契約締結前交付書面等を確認し、その内容についてご理解いただくことといたします。
- お申込者はおまかせ運用を投資対象とする場合、事前におまかせ運用の口座を開設いただく必要があります。

## 第4条（買付日、買付金額等の設定）

- お申込者は対象有価証券等の中から、つみたて投資を行う銘柄等を指定（以下、「指定銘柄等」といいます。）し、定期買付取引を申し込むものといたします。ただし、お申込者が当該指定銘柄等の内部者等に該当する場合、当該指定銘柄等を選定することはできません。
- お申込者は、当社の定める範囲内で一の指定銘柄等の定期買付申込みにあたり、買付を行う日付（以下、「定期買付日」といいます。）を以下の中から設定いただきます。

- ① 毎営業日
  - ② 每曜日 . . . . . (月～金曜日の中から選定できます。)
  - ③ 毎月一定の日付 . . (1～28日の中から選定できます。)
3. お申込者は、希望する複数の指定銘柄等をまとめてお申込みすることができます（以下、「ツミタテグループ」といいます。）。この場合、ツミタテグループ毎に定期買付日は同一日となります（最大5ツミタテグループ（1グループ毎に最大10指定銘柄等）までお申込みすることができます。また、複数のツミタテグループを設定した場合、ツミタテグループ単位で買付優先順位を指定することができます。
4. お申込者は、選定銘柄等毎に500円以上100円単位で買付金額を設定いただきます。なお、上限金額は一銘柄につき1回の買付金額は100万円までといたします。
5. 前項に関わらず、NISAつみたて投資枠を利用する場合、1回の買付金額が、年間のつみたて投資限度額（120万円）を年間買付回数で除した金額の範囲内といたします。
6. 前2項に関わらず、対象有価証券等がおまかせ運用である場合、お客様証券口座の預かり金からおまかせ運用口座への振替出金日を定期買付日とし、選択できる定期買付日は毎営業日を除きます。

## 第5条（買付に係る手数料等）

1. 国内株式および外国株式は、国内店頭取引による方法でのお取引のため、手数料等は発生いたしません。各種国内店頭取引サービス取扱規約に従います。
2. 投資信託受益証券およびおまかせ運用に係る手数料等は、各種目論見書等に定める当社所定の手数料等を徴収いたします。その他、おまかせ運用は投資一任契約約款の定めに従います。

## 第6条（金銭の払込み）

1. お申込者は、つみたて投資に係る対象有価証券等の取得に必要な金銭をお客様証券口座のお預かり金から充当する方法により払込むものといたします。
2. 前項において、取得に必要な金銭がお預かり金に不足する場合には、お申込者は、原則、当該対象有価証券等の定期買付日の前営業日までに、当該不足金を当社が指定する金融機関のお客様専用入金銀行口座へお振込みいただくか、当社が定める金融機関からの預金口座振替請求の方法により、当社のお客様証券口座へ入金することで当該対象有価証券等を取得することができます。
3. お申込者からの金銭のご入金が買付発注日当日の当社が定めた処理時間後であった場合、定期買付日が毎営業日の場合を除き、当該対象有価証券等の取得が今回の定期買付日での買付希望であったものとして、発注日を翌営業日に順延します。

## 第7条（指定銘柄等の買付）

1. 当社は、つみたて投資の設定内容に従い、定期買付日にお申込者の計算において、当該指定銘柄に設定した金額で発注等を行います。

2. 前項において当社はお申込者が設定したツミタテグループ毎の買付予定の合計金額がお客様の買付余力の範囲内である場合に限り、お申込者が設定した買付優先度の順にツミタテグループの発注を行います。
3. 前項に関わらず、お客様の買付余力が買付優先するツミタテグループの買付合計金額に満たない場合、当ツミタテグループを含め次順位以降全てのツミタテグループの発注は中止いたします。
3. 原則、全ての対象有価証券等のつみたて投資の定期買付日は、国内営業日といたします。
4. 当該指定銘柄が国内株式等である場合には、当社が指定する国内金融商品取引所の休業日に該当する場合、原則として翌営業日以降最初に発注が可能となる日に延期し、つみたて投資の定期買付日といたします。
5. 当該指定銘柄が米国株式である場合で、つみたて投資の定期買付日が国内営業日かつ米国休業日であった場合、翌米国営業日がつみたて投資の買付約定日となります。
6. 前項に関わらず、つみたて投資の定期買付日が「毎営業日」の場合は、国内営業日のみつみたて投資を発注し、同発注がされなかった日にちの注文は発注日を延期しないものといたします。

**【指定銘柄が米国株式の場合】**

◎：発注かつ約定、○：発注のみ、×：発注なし

国内・米国営業日と発注取扱い		米国日程		定期買付の注文取扱い	
		営業日	休業日	毎月、毎週の場合	毎営業日の場合
国内 日 程	営業日	◎ ※1	○ ※2	※1 定期買付日に発注 ※2 定期買付日に発注、翌米国営業日に約定処理	※1 定期買付日に発注 ※2 定期買付日に発注、翌米国営業日に約定処理
	休業日	×	×	※3 翌国内営業日に延期し発注 ※4 翌国内営業日に延期し発注	※3 発注日の延期なし ※4 発注日の延期なし

## 第8条（買付け価格等）

1. 対象有価証券等のうち、国内株式等の買付に係る価格は、買付日の予約注文と同様の取扱いとし、同日の始値から算出した当社の提示価格といたします。なお、定期買付注文の取消はできません。
2. 対象有価証券等のうち、米国株式等の買付に係る価格は、定期買付日の米国営業日（ただし、同日が米国休業日だった場合、翌米国営業日）における米国株式市場取引の最初の最良売気配値等から算出した当社の提示価格といたします。また、為替レートは定期買付日における米国株式市場の取引開始時間最初に情報配信ベンダーから取得したインターバンクの為替レートを基準といたします。なお、国内株式等と同様に定期買付注文の取消はできません。
3. 対象有価証券等のうち、投資信託受益証券の買付に係る価格は、目論見書に記載の約定日の基準価額を適用します。なお、定期買付日の所定の時間までは、定期買付注文の取消を受けます。
4. 対象有価証券等のうち、おまかせ運用の買付に係る価格は、投資一任契約に基づく発注のため投資一任契約約款に準じます。

## 第9条（有価証券の管理）

- 当社は、この約款に基づき取得した有価証券が国内株式等または投資信託受益証券である場合には、この約款以外の方法により取得した同一銘柄の有価証券等を管理する振替口座簿等に記録し、合わせて管理します。
- 当社は、この約款に基づき取得した有価証券が米国株式等である場合には、この約款以外の方法により取得した同一銘柄の有価証券等を管理する明細簿等に記録し、合わせて管理します。

## 第10条（取引及び残高の通知）

- 当社はこの契約に基づき買付けたお取引について、お取引の都度、取引報告書を電磁的交付による方法により通知します。
- 当社はこの契約に基づき買付けたお取引の取引明細および残高明細の通知を取引残高報告書等により通知します。

## 第11条（売付・返還）

- この契約に基づき買付けた対象有価証券等は、お申込者が返還をご請求されるときは、各対象有価証券の売付等の方法により、お申込者が売付の注文を当社に対し行っていただきます。当社は当該対象有価証券等の売付等の方法により換金し、売付の受渡日にお申込者へ引き渡すものといたします。
- 前項に関わらず、この契約に基づき取得したおまかせ運用を除く対象有価証券等については、他の口座管理機関への振替または相続等による振替の請求に伴う返還を行う場合、当該振替日に当社が管理するお申込者の振替口座簿の減額記録および振替先の口座管理機関にある振替口座簿への増額記録をもって返還します。

## 第12条（申込み内容の変更）

- お申込者は、つみたて投資に係る契約内容の変更を当社所定の方法により適宜申し出ることができます。
- 定期買付日の変更、つみたて投資資金額の増減、定期買付の停止、定期買付の再開等の申込み内容の変更をいつでも（定期買付日の処理時間帯を除く。）申し出ることができます。
- 変更前の定期買付日の前日までに受けた変更契約内容は、変更日の翌営業日以降最初のつみたて投資の定期買付日から適用されます。

## 第13条（選定銘柄の除外）

- 対象有価証券等が以下のいずれかに該当した場合、当社は当該指定銘柄から除外できるものといたします。この場合、当社は当該銘柄等をつみたて投資の対象銘柄として指定されているお客様に対し、遅滞なく通知します。  
① 株式等の発行会社等が会社更生法の手続き開始、民事再生法の手続き開始、もしくは破産

手続きの申し立て等があった場合または営業活動の停止があった場合

- ② 対象銘柄が金融商品取引所の監理銘柄、整理銘柄に指定された場合、または上場廃止見込みおよび上場廃止となった場合
  - ③ 対象銘柄が会社合併、株式移転、株式交換などの権利処理において非存続会社となった場合（指定銘柄等が非存続会社であった場合、この契約は存続会社では継続しません。）
  - ④ 投資信託受益証券が償還されることになった場合
  - ⑤ その他、当社が対象有価証券等として不適合と認める場合
2. 当社は、お申込者の指定銘柄等が前項により対象有価証券等から除外された場合、お申込者のつみたて投資の設定金額について、当該指定銘柄に係る設定金額を含まない額に変更されたものとして取扱います。

## 第 14 条（果実の再投資及び返還）

- 1. つみたて投資の対象有価証券等が日本株式または米国株式である場合で、株式等に係る配当金および権利交付金等の果実、株式等の分割処理等の諸権利で取得する株式等は、振替決済口座管理約款、外国証券取引口座約款等に従うものといたします。
- 2. つみたて投資の対象有価証券等が投資信託受益証券である場合には、当該銘柄の果実の再投資および返還は、各指定投資信託の目論見書および累積投資取引約款に従うものといたします。ただし、対象有価証券等がおまかせ運用である場合は、おまかせ運用約款に従うものといたします。

## 第 15 条（買付時の制約事項）

- 1. 対象有価証券等が日本株式または米国株式である場合、定期買付日に当該注文の訂正、取消はできません。
- 2. 対象有価証券等が日本株式の場合、対象とする金融商品取引所の 11:20 まで、また米国株式の場合、市場が開場してから 2 時間を経過するまで、それぞれ値段等がつかない場合、当該注文は不出来としてつみたて投資の定期買付注文を失効する場合がございます。
- 3. お申込者が選定した対象有価証券等が日本株式または投資信託である場合で、つみたて投資の定期買付日の同処理前に同一銘柄の売り注文が発注されている場合、つみたて投資の定期買付注文は失効します。
- 4. お申込者が選定した対象有価証券等が日本株式である場合、その選定銘柄が当社の指定する金融商品取引所または当社が委託注文の取次ぎを行う金融商品取引業者の規制等の対象となる場合、つみたて投資の定期買付注文は失効します。
- 5. お申込者が選定した対象有価証券等が日本株式である場合で、お申込者が指定銘柄等の内部者に該当することが確認された場合、買付注文は停止させていただき、内部者等の確認を行ったうえで当該指定銘柄等のつみたて投資設定を抹消させていただく場合がございます。
- 6. お申込者が選定した対象有価証券等がおまかせ運用である場合
  - ① 当該つみたて投資に基づく定期買付（振替入金）についても、おまかせ運用約款に従い運用するため、つみたて投資による定期買付日の前営業日（実務上は前々営業日正午から前営業日正午前まで）に相当する日付で買付注文（振替入金）、または振替出金が行われてい

た場合、つみたて投資による買付は失効します。

② つみたて投資の買付注文（振替入金）より前におまかせ運用の全額振替出金の依頼が行われ、かつそのつみたて投資の買付注文がNISA優先である場合、当該つみたて投資の買付注文は失効します。

③ お客様がNISA口座を開設しているまたは開設したことがある場合で、既に同一営業日に振替出金の依頼があった場合、当該つみたて投資の買付注文は失効します。

7. お客様が、NISA口座でのつみたて投資契約を申し込まれていた場合であっても、つみたて投資金額がNISA利用可能額を超えていた場合、超過した金額は特定口座で買付保管するものといたします。

## 第16条（契約の解約）

1. 次の各号に該当する場合、当社とお申込者との間のこの契約は解除されるものといたします。

① お申込者がこの契約の解除を申し出た場合

② お申込者が証券総合取引契約を解除される場合

③ 当社がつみたて投資に係る業務を営むことができなくなった場合

④ 前各号のほか、やむを得ない事由により当社がお申込者に対し、契約の解除を申し出た場合

2. この契約が解除された場合、当社は速やかにこの契約に基づき管理する有価証券等および金銭を返還します。

## 第17条（合意管轄）

お申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所といたします。

## 第18条（約款の変更）

この約款等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブページ等での公表その他相当の方法により周知します。

## 附則（約款の制定）

この約款は、2024年1月27日より適用いたします。

以上